

○ 財 務 省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、告示第 号
国土交通省、環 境 省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成十三年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号）第三条第二項の規定に基づき、主務大臣が定める期間及び基準発生原単位を次のように定め、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣 名

厚生労働大臣 名

農林水産大臣 名

経済産業大臣 名

国土交通大臣 名

環境大臣 名

(期間)

第一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

(以下「判断基準省令」という。) 第三条第二項の主務大臣が定める期間は、平成二十四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までとする。

(基準発生原単位)

第二 判断基準省令第三条第二項の主務大臣が定める基準発生原単位は、次の表のとおりとする。

業種	基準発生原単位
肉加工品製造業	113 kg/百万円
牛乳・乳製品製造業	108 kg/百万円
味そ製造業	191 kg/百万円
しょうゆ製造業	895 kg/百万円
ソース製造業	59.8 kg/t

パン製造業	194 kg/百万円
麺類製造業	270 kg/百万円
豆腐・油揚製造業	2,560 kg/百万円
冷凍調理食品製造業	363 kg/百万円
そう菜製造業	403 kg/百万円
すし・弁当・調理パン製造業	224 kg/百万円
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8 kg/百万円
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）	4.78 kg/百万円
各種食料品小売業	65.6 kg/百万円
菓子・パン小売業	106 kg/百万円
コンビニエンスストア	44.1 kg/百万円

[備考]

- 1 この表において「業種」とは、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第3号)別記様式の備考4に規定する業種をいう。

2 この表において「基準発生原単位(単位kg/百万円)」とは、売上高(単位百万円)当たり食品廃棄物等の発生量(単位kg)をいい、「基準発生原単位(単位kg/t)」とは、製造数量(単位t)当たり食品廃棄物等の発生量(単位kg)をいう。

3 食品関連事業者は、前年度における食品廃棄物等の発生原単位が基準発生原単位以下の場合でも、維持向上に努めるものとする。